

大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由

資料 3-1

令和 4 年 9 月 12 日

- 凡例 ○：申請対象条文であり、既許可の設計評価等に変更があるもの
 △：申請対象条文であり、既許可の設計評価等に変更がないもの
 ×：申請対象条文でなく、許可基準規則適合性の確認が不要なもの

④ 共用設備に係る記載の見直し及び移動モニタリング設備の削除

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考 添付資料参照ページ
廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号) (遮蔽等) 第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における遮蔽設計を変更するものではない。	
2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における遮蔽設計を変更するものではない。	
(閉じ込めの機能) 第三条 廃棄物管理施設は、放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における閉じ込め機能の変更をするものではない。	
(火災等による損傷の防止) 第四条 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。 一 火災及び爆発の発生を防止すること。	×	当該変更は、既許可における火災防護の設計を変更するものではない。	
二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。	×	当該変更は、既許可における火災防護の設計を変更するものではない。	
三 火災及び爆発の影響を軽減すること。	×	当該変更は、既許可における火災防護の設計を変更するものではない。	
(廃棄物管理施設の地盤) 第五条 廃棄物管理施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全上重要な施設にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該廃棄物管理施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における地盤の支持力の設計を変更するものではない。	
2 安全上重要な施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
3 安全上重要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
(地震による損傷の防止) 第六条 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における地震力に耐えることの設計を変更するものではない。	

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 <u>添付資料参照ページ</u>
2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	×	当該変更は、既許可における地震力に耐えること的设计を変更するものではない。	
3 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
(津波による損傷の防止) 第七条 廃棄物管理施設は、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない	×	当該変更は、既許可における津波が到達しない高所に設置することに変更はない。	
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第八条 廃棄物管理施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全性を損なわないとする設計に変更はない。	
2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全性を損なわないものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における人為によるものに対して安全性を損なわないとする設計に変更はない。	
(廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止) 第九条 事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における人の不法な侵入等の防止に対する設計を変更するものではない。	
(核燃料物質の臨界防止) 第十条 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。	×	当該変更は、既許可における臨界防止に対する設計を変更するものではない。	
(安全機能を有する施設) 第十一条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。	×	当該変更は、既許可におけるの安全機能に対する設計を変更するものではない。	

<p>2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>△</p>	<p>当該変更の共用設備の明確化は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。</p> <p>既許可の本文は、「(6)その他の主要な構造」として、廃棄物管理施設は、次の方針のもとに安全設計を行うこととし、「j) 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。」としている。</p> <p>既許可の添付書類五は、「1.1 安全設計の基本方針」として、「g. 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。」としている。</p> <p>既許可の添付書類五 第11条（安全機能を有する施設）解釈第1項の適合性の説明は、共用に関する設計上の考慮として「廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備、移動モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話（固定電話、携帯電話、衛星電話）及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがあるが、これらの機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。」としている。</p> <p>当該変更は、大洗研究所（北地区）原子炉施設の設置許可に属する放射線管理施設のうち固定モニタリング設備並びに通信連絡設備のうち緊急時対策所に設置する加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ*、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備を、廃棄物管理施設にて共用するものである。</p> <p>当該変更は、他の施設間との共用施設としている設備について、大洗研究所（北地区）原子炉施設に属するものを共有する明確化であり、共用する場合に廃棄物管理施設の安全性を損なわないものとする既許可の設計に変更はない。</p>	<p>(本—8) ～ (本—9)</p> <p>(5—9) ～ (5—10)</p> <p>(5—424) ～ (5—426)</p> <p>(5—426)</p>
--	----------	--	--

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 添付資料参照ページ
		<p>*ファクシミリについては、既許可の説明において、加入電話設備として説明している。「<第十九条まとめ資料>参照」このことから加入電話設備は、具体的に固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話として、記載の整合を図るもので、加入電話設備の設計に変更はない。</p> <p>当該変更では、固定モニタリング設備により、規則要求事項を満足できることから移動モニタリング設備（モニタリングカー）に係る記載は削除する。モニタリングカーは、原子力防災資機材の一部として自主配備を行う。</p>	<p>(5-649) ~ (5-652)</p> <p>(5-426)</p>
3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	
4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	
<p>(設計最大評価事故時の放射線障害の防止)</p> <p>第十二条 廃棄物管理施設は、設計最大評価事故（安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。）が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における設計最大評価事故に対する設計を変更するものではない。	
<p>(処理施設)</p> <p>第十三条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。</p> <p>一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。</p>	×	当該変更は、既許可における放射性廃棄物を処理するために必要な能力に対する設計を変更するものではない。	
<p>二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	×	当該変更は、既許可における処理施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>(管理施設)</p> <p>第十四条 廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとする。</p>	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとする。</p>	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする。</p>	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 <u>添付資料参照ページ</u>
(計測制御系統施設) 第十五条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	
2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	
(放射線管理施設) 第十六条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。 一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。	×	当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	

<p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p>	<p>△</p>	<p>移動モニタリング設備の削除は、既許可における放射線管理施設の設計を変更するものではない。</p> <p>既許可の本文は、「(2)屋外管理用の主要な設備及び機器の種類 (a)放射線監視設備」として、「廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタリング設備を備える。」としている。</p> <p>既許可の添付書類五 第十六条 (放射線管理施設) の第1項第2号の適合性の説明は、「平常時においては、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。」としている。</p> <p>また、「事故時においては、固定モニタリング設備に加えて移動モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。さらに、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。」としている。</p> <p>既許可の添付書類五 第十六条 (放射線管理施設) の解釈第2号の適合性の説明は、「(1) 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の空気吸収線量率の監視は、空気吸収線量率及び積算空気吸収線量を測定することにより、空気吸収線量率の監視は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポストを設置し、連続測定することにより行う。」としており、固定モニタリング設備 (モニタリングポスト) の設計に変更を与えない。</p> <p>当該変更である移動モニタリング設備の削除は、固定モニタリング設備により、周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計に変更を与えない。また、移動モニタリング設備の削除は、</p>	<p>(本—30)</p> <p>(5—573) ～ (5—574)</p> <p>(5—580) ～ (5—581)</p>
--	----------	---	---

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 <u>添付資料参照ページ</u>
		事故時の固定モニタリング設備、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器により、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計に変更を与えない。	
三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。	×	当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	
(廃棄施設) 第十七条 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における廃棄施設に対する設計を変更するものではない。	
2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における廃棄施設に対する設計を変更するものではない。	
(予備電源) 第十八条 廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における予備電源に対する設計を変更するものではない。	
(通信連絡設備等) 第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	
2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	
3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大 洗 研 究 所
廃棄物管理事業変更許可申請書
新旧対照表

(本文、添付書類一、二、三、四、五、六、七、八)

令和4年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新旧対照表抜粋(共用設備に係る記載の見直し及び移動モニタリング設備の削除)

変更前	変更後	備考
<p>じて算定した水平地震力に耐えるように設計する。</p> <p>また、機器・配管系については、上記の地震層せん断力係数C_iにそれぞれ1.5及び1.0の係数を乗じた値を水平震度とし、当該水平震度を20%増しとした水平地震力に耐えられるように設計する。</p> <p>ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2とし、建家、設備及び機器の振動特性、地盤の特性を考慮して求められる値とする。</p> <p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのあるものについては、その影響の検討を行うこととする。</p> <p>(5) 耐津波構造(「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第七条に規定する津波に対して廃棄物管理施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)</p> <p>廃棄物管理施設の位置は、津波による遡上波が到達しない標高に設置する。</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>廃棄物管理施設は、以下の方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a) 廃棄物管理施設は、<u>敷地で予想される台風、積雪、火山、森林火災等の自然現象及び飛来物その他の外部衝撃</u>の影響により安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p>b) 廃棄物管理施設は、自然現象の53事象の内、地震及び津波を除く、安全確保上考慮すべき事象として洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災の発生の可能性又は発生した場合を過去の記録及び周囲の環境条件から評価し、安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p>c) 廃棄物管理施設は、<u>飛来物その他の外部衝撃について</u>、事業所又はその周辺において想定される廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)として、飛来物(航空機落下等)、ダム崩壊、施設内貯槽の決壊、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁波障害を評価し、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>d) 廃棄物管理施設は、運転員の誤操作を防止するとともに、万一の誤操作に</p>	<p>じて算定した水平地震力に耐えるように設計する。</p> <p>また、機器・配管系については、上記の地震層せん断力係数C_iにそれぞれ1.5及び1.0の係数を乗じた値を水平震度とし、当該水平震度を20%増しとした水平地震力に耐えられるように設計する。</p> <p>ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2とし、建家、設備及び機器の振動特性、地盤の特性を考慮して求められる値とする。</p> <p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのあるものについては、その影響の検討を行うこととする。</p> <p>(5) 耐津波構造(「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第七条に規定する津波に対して廃棄物管理施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)</p> <p>廃棄物管理施設の位置は、津波による遡上波が到達しない標高に設置する。</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>廃棄物管理施設は、以下の方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a) 廃棄物管理施設は、<u>外部からの衝撃(想定される自然現象及び想定される廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。))</u>の影響により安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p><u>外部からの衝撃により安全機能を喪失した際には、人員が駆けつけて、代替設備・機器を用いて機能を維持する。ただし、代替設備・機器を用いて機能を維持することができない設備・機器は、安全機能を損なうことのない設計とする。</u></p> <p><u>なお、遮蔽機能及び閉じ込め機能を有する設備並びに遠隔操作により消火を行うガス消火設備については、代替設備・機器を用いて速やかな機能維持ができないことから、公衆被ばくのリスクに鑑み、安全性を損なうことのない設計とする。</u></p> <p>b) 廃棄物管理施設は、自然現象の53事象の内、地震及び津波を除く、安全確保上考慮すべき事象として洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災の発生の可能性又は発生した場合を過去の記録及び周囲の環境条件から評価し、安全性を損なうことのない設計とする。</p> <p>c) 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)として、飛来物(航空機落下等)、ダム崩壊、施設内貯槽の決壊、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁波障害を評価し、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>d) 廃棄物管理施設は、運転員の誤操作を防止するとともに、万一の誤操作に</p>	<p>記載の見直し</p> <p>維持すべき安全機能の適正化</p> <p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>対しても、それが大きな事故の誘因とならないように考慮して設計する。</p> <p>e) 廃棄物管理施設は、安全性及び信頼性を確保するために、適切と認められる規格及び基準に基づき、設計、製作、建設、試験及び検査を行う。</p> <p>f) 廃棄物管理施設は、事業所として人の不法な侵入を防止する設備、施設内の人による核物質の不法な移動を防止する設備を設ける設計とする。</p> <p>g) 廃棄物管理施設は、事業所として、搬入される物件を確認できる設計とする。</p> <p>h) 廃棄物管理施設は、事業所として、サイバーテロの影響を受けないよう、必要な通信回線を所内外のコンピュータネットワーク回線と独立した設計とする。</p> <p>i) 廃棄物管理施設は、重要度に応じてその機能を確保する設計とする。</p> <p>j) 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>k) 廃棄物管理施設は、機能の確認のための検査又は試験及び機能を維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p> <p>l) 廃棄物管理施設は、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p> <p>m) 廃棄物管理施設は、設計最大評価事故時に事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものとする。</p> <p>n) 廃棄物管理施設の処理施設、管理施設及び廃棄施設は、必要な能力又は容量を有するとともに、適切な方法により処理又は保管するものとする。</p> <p>o) 廃棄物管理施設の計測制御系統施設は、閉じ込め機能等の適切な監視を行うとともに、安全設計上想定される事故において管理施設からの放射性物質の濃度又は線量の著しい上昇又は廃棄施設からの放射性廃棄物の著しい漏えいに備え、それらの検知及び警報する設備を設ける。</p> <p>p) 廃棄物管理施設の放射線管理施設は、放射線業務従事者の線量監視、大洗研究所付近の放射性物質の濃度及び線量の監視及び測定できる設備を設ける。また、これら必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けるものとする。</p> <p>q) 廃棄物管理施設の予備電源は、外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用できるものとする。</p> <p>r) 廃棄物管理施設の通信連絡設備等として、安全設計上想定される事故において事業所内の人に必要な指示ができるよう、事業所に警報装置を兼ねる通信連絡設備を設ける。</p> <p>s) 廃棄物管理施設の通信連絡設備等として、安全設計上想定される事故において、事業所外の必要な場所へ通信連絡ができる通信連絡設備を設ける。</p> <p>t) 廃棄物管理施設に、事業所内の人の退避のための設備を設ける。</p>	<p>対しても、それが大きな事故の誘因とならないように考慮して設計する。</p> <p>e) 廃棄物管理施設は、安全性及び信頼性を確保するために、適切と認められる規格及び基準に基づき、設計、製作、建設、試験及び検査を行う。</p> <p>f) 廃棄物管理施設は、事業所として人の不法な侵入を防止する設備、施設内の人による核物質の不法な移動を防止する設備を設ける設計とする。</p> <p>g) 廃棄物管理施設は、事業所として、搬入される物件を確認できる設計とする。</p> <p>h) 廃棄物管理施設は、事業所として、サイバーテロの影響を受けないよう、必要な通信回線を所内外のコンピュータネットワーク回線と独立した設計とする。</p> <p>i) 廃棄物管理施設は、重要度に応じてその機能を確保する設計とする。</p> <p>j) 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>k) 廃棄物管理施設は、機能の確認のための検査又は試験及び機能を維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p> <p>l) 廃棄物管理施設は、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p> <p>m) 廃棄物管理施設は、設計最大評価事故時に事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものとする。</p> <p>n) 廃棄物管理施設の処理施設、管理施設及び廃棄施設は、必要な能力又は容量を有するとともに、適切な方法により処理又は保管するものとする。</p> <p>o) 廃棄物管理施設の計測制御系統施設は、閉じ込め機能等の適切な監視を行うとともに、安全設計上想定される事故において管理施設からの放射性物質の濃度又は線量の著しい上昇又は廃棄施設からの放射性廃棄物の著しい漏えいに備え、それらの検知及び警報する設備を設ける。</p> <p>p) 廃棄物管理施設の放射線管理施設は、放射線業務従事者の線量監視、大洗研究所付近の放射性物質の濃度及び線量の監視及び測定できる設備を設ける。また、これら必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けるものとする。</p> <p>q) 廃棄物管理施設の予備電源は、外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用できるものとする。</p> <p>r) 廃棄物管理施設の通信連絡設備等として、安全設計上想定される事故において事業所内の人に必要な指示ができるよう、事業所に警報装置を兼ねる通信連絡設備を設ける。</p> <p>s) 廃棄物管理施設の通信連絡設備等として、安全設計上想定される事故において、事業所外の必要な場所へ通信連絡ができる通信連絡設備を設ける。</p> <p>t) 廃棄物管理施設に、事業所内の人の退避のための設備を設ける。</p>	

変更前		変更後		備考	
第 4.2. <u>2</u> 図	廃液蒸発装置 I の系統概要図 …… 5-図- <u>56</u>	第 4.2. <u>1</u> 図	廃液蒸発装置 I の系統概要図 …… 5-図- <u>53</u>	記載の繰上げ (以下、同様)	
第 4.2. <u>3</u> 図	廃液蒸発装置 II の系統概要図 …… 5-図- <u>57</u>	第 4.2. <u>2</u> 図	廃液蒸発装置 II の系統概要図 …… 5-図- <u>54</u>		
第 4.2. <u>4</u> 図	セメント固化装置の系統概要図 …… 5-図- <u>58</u>	第 4.2. <u>3</u> 図	セメント固化装置の系統概要図 …… 5-図- <u>55</u>		
第 4.2. <u>5</u> 図	処理済廃液貯槽及び排水監視設備の系統概要図 …… 5-図- <u>59</u>	第 4.2. <u>4</u> 図	処理済廃液貯槽及び排水監視設備の系統概要図 …… 5-図- <u>56</u>		
第 4.2. <u>6</u> 図	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I の系統概要図 …… 5-図- <u>60</u>	第 4.2. <u>5</u> 図	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I の系統概要図 …… 5-図- <u>57</u>		
第 4.2. <u>7</u> 図	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II の系統概要図 …… 5-図- <u>61</u>	第 4.2. <u>6</u> 図	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II の系統概要図 …… 5-図- <u>58</u>		
第 4.2. <u>8</u> 図	$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置の系統概要図 …… 5-図- <u>62</u>	第 4.2. <u>7</u> 図	$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置の系統概要図 …… 5-図- <u>59</u>		
第 4.2. <u>9</u> 図	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備の系統概要図 …… 5-図- <u>63</u>	第 4.2. <u>8</u> 図	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備の系統概要図 …… 5-図- <u>60</u>		
第 4.2. <u>10</u> 図	α 焼却装置の系統概要図 …… 5-図- <u>64</u>	第 4.2. <u>9</u> 図	α 焼却装置の系統概要図 …… 5-図- <u>61</u>		
第 4.2. <u>11</u> 図	α ホール設備の系統概要図 …… 5-図- <u>65</u>	第 4.2. <u>10</u> 図	α ホール設備の系統概要図 …… 5-図- <u>62</u>		
第 4.2. <u>12</u> 図	α 封入設備の系統概要図 …… 5-図- <u>66</u>	第 4.2. <u>11</u> 図	α 封入設備の系統概要図 …… 5-図- <u>63</u>		
第 4.2. <u>13</u> 図	減容処理設備の系統概要図 …… 5-図- <u>67</u>	第 4.2. <u>12</u> 図	減容処理設備の系統概要図 …… 5-図- <u>64</u>		
第 8.2.1 図(1)	気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図- <u>68</u>	第 8.2.1 図(1)	気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図- <u>65</u>		
第 8.2.1 図(2)	気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図- <u>69</u>	第 8.2.1 図(2)	気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図- <u>66</u>		
第 8.3.1 図	液体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図- <u>70</u>	第 8.3.1 図	液体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図- <u>67</u>		
第 8.5.1 図	固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設 の電気設備の主要系統概要図 …… 5-図- <u>71</u>	第 8.5.1 図	固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設 の電気設備の主要系統概要図 …… 5-図- <u>68</u>		
第 8.5.2 図	固体廃棄物減容処理施設の電気設備の主要系統 概要図 …… 5-図- <u>72</u>	第 8.5.2 図	固体廃棄物減容処理施設の電気設備の主要系統 概要図 …… 5-図- <u>69</u>		
1. 安全設計		1. 安全設計			
1.1 安全設計の基本方針		1.1 安全設計の基本方針			
	<p>廃棄物管理施設は、以下の基本方針の下に安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の法令の要求を満足し、「廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方」（平成元年 3 月 27 日 原子力安全委員会決定）及び「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 25 年 12 月 18 日施行）に基づくものとする。</p> <p>(1) 平常時において、周辺監視区域外の一般公衆、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び放射線業務従事者に対し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められている線量限度を超える線量を与えないように設計することはもとより、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の受ける線量が合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設は、放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有する</p>	<p>廃棄物管理施設は、以下の基本方針の下に安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の法令の要求を満足し、「廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方」（平成元年 3 月 27 日 原子力安全委員会決定）及び「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 25 年 12 月 18 日施行）に基づくものとする。</p> <p>(1) 平常時において、周辺監視区域外の一般公衆、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び放射線業務従事者に対し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められている線量限度を超える線量を与えないように設計することはもとより、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の受ける線量が合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設は、放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有する</p>			

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>設計とする。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、火災の発生防止、火災の早期検知及び火災の拡大防止を考慮した設計とする。</p> <p>(4) 廃棄物管理施設は、想定されるいかなる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を持たせる設計とする。</p> <p>(5) そ の 他</p> <p>a. 廃棄物管理施設の建家・設備、機器・配管及びそれらの支持構造物は、自重、内圧、外圧等の条件に対し、所定の機能が維持できる設計とする。 また、敷地で予想される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山、生物学的事象及び森林火災の自然現象の影響に耐えるように設計する。</p> <p>b. 廃棄物管理施設は、設計、製作、建設、試験及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格、基準等を適用し、信頼性の高いものとする。 また、運転員の誤操作を防止するため、指示計、操作スイッチ等には名称表示等を行うとともに、定められた条件を逸脱して装置が動作しないなど、誤操作に対しても、それが大きな事故の誘因とならないように考慮して設計する。</p> <p>c. 廃棄物管理施設において処理を行うために受け入れる放射性廃棄物は、原子炉施設及び核燃料物質使用施設等において発生する液体廃棄物及び固体廃棄物である。これらは、その性状、線量率、含まれる放射性物質の量等によって区分し、それぞれ最も適切と思われる方法で処理を行う。処理した放射性廃棄物は、容器に固型化し、又は封入して、それ自体で放射性物質の閉じ込めの能力を有する廃棄体とする。</p> <p>d. 廃棄物管理施設の処理能力は、放射性廃棄物の最大受入れ量に対して、十分な余裕を有するものとする。</p> <p>e. 廃棄物管理施設は、放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低減できるように、線量率の高い固体廃棄物の取扱いは、遮蔽を介して又は遠隔操作によって行える設計とするとともに、設備・機器は、運転及び保守における作業性を考慮した配置とする。</p> <p>f. 固体廃棄物減容処理施設の設置においては、運転している廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう設計、製作、工事及び検査を行う。</p> <p>g. 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>1.2 廃棄物管理施設の安全設計方針及びその適合</p> <p>1.2.1 廃棄物管理事業変更許可申請に係る安全設計方針及び「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合</p>	<p>設計とする。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、火災の発生防止、火災の早期検知及び火災の拡大防止を考慮した設計とする。</p> <p>(4) 廃棄物管理施設は、想定されるいかなる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を持たせる設計とする。</p> <p>(5) そ の 他</p> <p>a. 廃棄物管理施設の建家・設備、機器・配管及びそれらの支持構造物は、自重、内圧、外圧等の条件に対し、所定の機能が維持できる設計とする。 また、敷地で予想される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山、生物学的事象及び森林火災の自然現象の影響に耐えるように設計する。</p> <p>b. 廃棄物管理施設は、設計、製作、建設、試験及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格、基準等を適用し、信頼性の高いものとする。 また、運転員の誤操作を防止するため、指示計、操作スイッチ等には名称表示等を行うとともに、定められた条件を逸脱して装置が動作しないなど、誤操作に対しても、それが大きな事故の誘因とならないように考慮して設計する。</p> <p>c. 廃棄物管理施設において処理を行うために受け入れる放射性廃棄物は、原子炉施設及び核燃料物質使用施設等において発生する液体廃棄物及び固体廃棄物である。これらは、その性状、線量率、含まれる放射性物質の量等によって区分し、それぞれ最も適切と思われる方法で処理を行う。処理した放射性廃棄物は、容器に固型化し、又は封入して、それ自体で放射性物質の閉じ込めの能力を有する廃棄体とする。</p> <p>d. 廃棄物管理施設の処理能力は、放射性廃棄物の最大受入れ量に対して、十分な余裕を有するものとする。</p> <p>e. 廃棄物管理施設は、放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低減できるように、線量率の高い固体廃棄物の取扱いは、遮蔽を介して又は遠隔操作によって行える設計とするとともに、設備・機器は、運転及び保守における作業性を考慮した配置とする。</p> <p>f. 固体廃棄物減容処理施設の設置においては、運転している廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう設計、製作、工事及び検査を行う。</p> <p>g. 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>1.2 廃棄物管理施設の安全設計方針及びその適合</p> <p>1.2.1 廃棄物管理事業変更許可申請に係る安全設計方針及び「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合</p>	

変更前	変更後	備考
<p>第11条（安全機能を有する施設）</p> <p>1 第2項に規定する「共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。」とは、安全機能を有する施設のうち、当該廃棄物管理施設以外の原子力施設との間又は当該廃棄物管理施設内で共用するものについて、その機能、構造等から判断して、共用によって当該廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさないものをいう。</p> <p>2 第3項に規定する「安全機能を確認するための検査又は試験」には、実システムを用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を含む。</p> <p>3 第4項に規定する「安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合」とは、当該安全上重要な施設等が故障や動作不能となった場合に、廃棄物管理施設の安全性を確保できない場合をいう。</p> <p>4 第4項に規定する「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する二以上の系統又は機器が同一の廃棄物管理施設に存在することをいう。</p> <p>（添付書類五）</p> <p>解釈第1項について</p> <p>廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な安全機能は、放射性廃棄物を受入れ、処理又は管理している施設で扱われる放射性廃棄物の種類の特徴を考慮し、「試験研究炉等原子炉施設に係る耐震重要度分類の方法」の考え方を参考として重要度を分類し、安全機能を確保する。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>廃棄物管理施設の耐震重要度分類については、事業許可基準規則解釈第6条2項第1号に基づき、安全上重要な施設の有無に関する評価において5 mSvを超えるものはないため、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から、Bクラス及びCクラスに分類しており、Sクラスの設備はない。</p> <p>BクラスとCクラスの区分に関しては、地震の発生を想定した安全機能の喪失を仮定し、公衆の被ばく線量評価結果に基づき、基本的には公衆の</p>	<p>第11条（安全機能を有する施設）</p> <p>1 第2項に規定する「共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。」とは、安全機能を有する施設のうち、当該廃棄物管理施設以外の原子力施設との間又は当該廃棄物管理施設内で共用するものについて、その機能、構造等から判断して、共用によって当該廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさないものをいう。</p> <p>2 第3項に規定する「安全機能を確認するための検査又は試験」には、実システムを用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を含む。</p> <p>3 第4項に規定する「安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合」とは、当該安全上重要な施設等が故障や動作不能となった場合に、廃棄物管理施設の安全性を確保できない場合をいう。</p> <p>4 第4項に規定する「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する二以上の系統又は機器が同一の廃棄物管理施設に存在することをいう。</p> <p>（添付書類五）</p> <p>解釈第1項について</p> <p>廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な安全機能は、放射性廃棄物を受入れ、処理又は管理している施設で扱われる放射性廃棄物の種類の特徴を考慮し、「試験研究炉等原子炉施設に係る耐震重要度分類の方法」の考え方を参考として重要度を分類し、安全機能を確保する。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>廃棄物管理施設の耐震重要度分類については、事業許可基準規則解釈第6条2項第1号に基づき、安全上重要な施設の有無に関する評価において5 mSvを超えるものはないため、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から、Bクラス及びCクラスに分類しており、Sクラスの設備はない。</p> <p>BクラスとCクラスの区分に関しては、地震の発生を想定した安全機能の喪失を仮定し、公衆の被ばく線量評価結果に基づき、基本的には公衆の</p>	

変更前	変更後	備考																																																						
<p>被ばく線量が $50 \mu\text{Sv}$ を超える施設を B クラスに、またこれ以下の施設を C クラスに分類する。</p> <p>ただし、α 核種を含む固体廃棄物を処理する設備については、地震時の閉じ込め機能をより確かなものとするため、$50 \mu\text{Sv}$ 以下であっても耐震 B クラスとしている。また、α 核種を含まない固体廃棄物を処理する設備のうち飛散しやすい焼却灰を取り扱う設備については、同様に、$50 \mu\text{Sv}$ 以下であっても耐震 B クラスとしている。さらに、α 核種を含まない高線量の廃棄物を受入又は処理する設備は、地震時の遮蔽機能をより確かなものとするため、$50 \mu\text{Sv}$ 以下であっても耐震 B クラスとしている。なお、建家については B クラスの設備を内包するものについては B クラスとすることを基本とするが、安全上重要な施設の有無の評価において、公衆の被ばく線量が $50 \mu\text{Sv}$ 以下と評価される建家については C クラスとする。</p> <table border="1" data-bbox="261 825 1279 1024"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分</th> <th colspan="2">処理施設</th> <th colspan="2">管理施設</th> <th colspan="2">受入施設</th> </tr> <tr> <th>α</th> <th>$\beta \cdot \gamma$</th> <th>α</th> <th>$\beta \cdot \gamma$</th> <th>α</th> <th>$\beta \cdot \gamma$</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>耐震B</td> <td>耐震C</td> <td>耐震C</td> <td>耐震C</td> <td>耐震C</td> <td>耐震C</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>耐震B</td> <td>設備:耐震B 建家:耐震C</td> <td>耐震B</td> <td>耐震C</td> <td>耐震B</td> <td>設備:耐震B 建家:耐震C</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、建家、設備及び機器のうち「安全機能を有する施設」については、次の 3 つに分類して安全機能を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 直接的安全機能 廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能 ② 支援的安全機能 直接的安全機能が地震及び津波を含む外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能 ③ その他の安全機能 ①及び②以外の機能 <p>なお、廃棄物管理施設の保安のための重要度の分類を定め原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用程度についてグレード分けを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① クラス 1 その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への著しい放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する建家、設備及び機器 ② クラス 2 その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への過度の 	施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分	処理施設		管理施設		受入施設		α	$\beta \cdot \gamma$	α	$\beta \cdot \gamma$	α	$\beta \cdot \gamma$	A	耐震B	耐震C	耐震C	耐震C	耐震C	耐震C	B	耐震B	設備:耐震B 建家:耐震C	耐震B	耐震C	耐震B	設備:耐震B 建家:耐震C	<p>被ばく線量が $50 \mu\text{Sv}$ を超える施設を B クラスに、またこれ以下の施設を C クラスに分類する。</p> <p>ただし、α 核種を含む固体廃棄物を処理する設備については、地震時の閉じ込め機能をより確かなものとするため、$50 \mu\text{Sv}$ 以下であっても耐震 B クラスとしている。また、α 核種を含まない固体廃棄物を処理する設備のうち飛散しやすい焼却灰を取り扱う設備については、同様に、$50 \mu\text{Sv}$ 以下であっても耐震 B クラスとしている。さらに、α 核種を含まない高線量の廃棄物を受入又は処理する設備は、地震時の遮蔽機能をより確かなものとするため、$50 \mu\text{Sv}$ 以下であっても耐震 B クラスとしている。なお、建家については B クラスの設備を内包するものについては B クラスとすることを基本とするが、安全上重要な施設の有無の評価において、公衆の被ばく線量が $50 \mu\text{Sv}$ 以下と評価される建家については C クラスとする。</p> <table border="1" data-bbox="1457 825 2475 1024"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分</th> <th colspan="2">処理施設</th> <th colspan="2">管理施設</th> <th colspan="2">受入施設</th> </tr> <tr> <th>α</th> <th>$\beta \cdot \gamma$</th> <th>α</th> <th>$\beta \cdot \gamma$</th> <th>α</th> <th>$\beta \cdot \gamma$</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>耐震B</td> <td>耐震C</td> <td>耐震C</td> <td>耐震C</td> <td>耐震C</td> <td>耐震C</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>耐震B</td> <td>設備:耐震B 建家:耐震C</td> <td>耐震B</td> <td>耐震C</td> <td>耐震B</td> <td>設備:耐震B 建家:耐震C</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、建家、設備及び機器のうち「安全機能を有する施設」については、次の 3 つに分類して安全機能を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 直接的安全機能 廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能 ② 支援的安全機能 直接的安全機能が地震及び津波を含む外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能 ③ その他の安全機能 ①及び②以外の機能 <p>なお、廃棄物管理施設の保安のための重要度の分類を定め原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用程度についてグレード分けを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① クラス 1 その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への著しい放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する建家、設備及び機器 ② クラス 2 その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への過度の 	施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分	処理施設		管理施設		受入施設		α	$\beta \cdot \gamma$	α	$\beta \cdot \gamma$	α	$\beta \cdot \gamma$	A	耐震B	耐震C	耐震C	耐震C	耐震C	耐震C	B	耐震B	設備:耐震B 建家:耐震C	耐震B	耐震C	耐震B	設備:耐震B 建家:耐震C	
施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分		処理施設		管理施設		受入施設																																																		
	α	$\beta \cdot \gamma$	α	$\beta \cdot \gamma$	α	$\beta \cdot \gamma$																																																		
A	耐震B	耐震C	耐震C	耐震C	耐震C	耐震C																																																		
B	耐震B	設備:耐震B 建家:耐震C	耐震B	耐震C	耐震B	設備:耐震B 建家:耐震C																																																		
施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分	処理施設		管理施設		受入施設																																																			
	α	$\beta \cdot \gamma$	α	$\beta \cdot \gamma$	α	$\beta \cdot \gamma$																																																		
A	耐震B	耐震C	耐震C	耐震C	耐震C	耐震C																																																		
B	耐震B	設備:耐震B 建家:耐震C	耐震B	耐震C	耐震B	設備:耐震B 建家:耐震C																																																		

変更前	変更後	備考
<p>放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする建家、設備及び機器</p> <p>③ クラス3</p> <p>異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の建家、設備及び機器</p> <p>廃棄物管理施設には、クラス1及びクラス2はない。</p> <p>廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備、<u>移動モニタリング設備</u>及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話（固定電話、携帯電話、衛星電話）及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがあるが、これらの機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。また、廃棄物管理施設内では、$\beta \cdot \gamma$一時格納庫Ⅰの管理区域系の排気を$\beta \cdot \gamma$固体処理棟Ⅰの気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設Ⅱの液体廃棄物の処理施設等の排気をα固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理しているが、これら気体廃棄物の廃棄施設の機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>安全設計の基本方針（添付書類五 1.1項）</p> <p>g. 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>共用に関する設計上の考慮</p> <p>廃棄物管理施設と他の原子力施設での共用施設としては、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備、<u>移動モニタリング設備</u>及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話（固定電話、携帯電話、衛星電話）及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがある。廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これらの機能喪失によって、廃棄物管理施設の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする建家、設備及び機器</p> <p>③ クラス3</p> <p>異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の建家、設備及び機器</p> <p>廃棄物管理施設には、クラス1及びクラス2はない。</p> <p>廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話<u>設備</u>（固定電話、携帯電話、<u>ファクシミリ</u>、衛星<u>携帯</u>電話）及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがあるが、これらの機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。また、廃棄物管理施設内では、$\beta \cdot \gamma$一時格納庫Ⅰの管理区域系の排気を$\beta \cdot \gamma$固体処理棟Ⅰの気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設Ⅱの液体廃棄物の処理施設等の排気をα固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理しているが、これら気体廃棄物の廃棄施設の機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>安全設計の基本方針（添付書類五 1.1項）</p> <p>g. 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>共用に関する設計上の考慮</p> <p>廃棄物管理施設と他の原子力施設での共用施設としては、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話<u>設備</u>（固定電話、携帯電話、<u>ファクシミリ</u>、衛星<u>携帯</u>電話）及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがある。</p> <p><u>このうち、安全機能を有する大洗研究所（北地区）原子炉施設に属する放射線管理施設のうち固定モニタリング設備並びに通信連絡設備のうち緊急時対策所に設置する加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備を、廃棄物管理施設にて共用する。</u></p> <p>廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これらの機能喪失によって、廃棄物管理施設の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>共用設備に係る記載の見直し 記載の見直し</p> <p>共用設備に係る記載の明確化</p>

変更前	変更後	備考
<p>8.5.4.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の主要設備の仕様を第 8.5.3 表に示す。</p> <p>8.5.4.4 主要設備 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から施設内各所に通報するための放送設備及び施設内で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。 また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備を設ける。</p> <p>8.5.4.5 試験検査 本設備のうち放送設備及びページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</p> <p>8.5.4.6 評価 (1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。 (2) 本設備は、廃棄物管理施設内外の必要箇所との連絡を行えるように、加入電話設備及び所内内線設備を設け、多様性を備えた設計とする。</p> <p><第十九条まとめ資料> (解釈第 19 条第 4 項、第 5 項) 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く施設内各所に通報するための放送設備及び施設内各所間で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設には、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡</p>	<p>8.5.4.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の主要設備の仕様を第 8.5.3 表に示す。</p> <p>8.5.4.4 主要設備 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から施設内各所に通報するための放送設備及び施設内で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。 また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備<u>並びに事故時に事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備</u>を設ける。</p> <p>8.5.4.5 試験検査 本設備のうち放送設備及びページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</p> <p>8.5.4.6 評価 (1) 本設備は、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の施設内各所への通報及び施設内各所間の相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、建家内各所への通報及び相互連絡が行えるよう、放送設備及びページング設備を設ける設計とする。 <u>また、事故時に事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。</u> (2) <u>本設備は、廃棄物管理施設用（固体廃棄物減容処理施設を除く。）及び固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備を設ける設計とする。</u> (3) 本設備は、廃棄物管理施設内外の必要箇所との連絡を行えるように、加入電話設備及び所内内線設備を設け、多様性を備えた設計とする。</p> <p><第十九条まとめ資料> (解釈第 19 条第 4 項、第 5 項) 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設を除く施設内各所に通報するための放送設備及び施設内各所間で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。また、固体廃棄物減容処理施設には、建家内各所に通報するための放送設備及び相互に連絡</p>	<p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>通信連絡設備に係る記載の見直し 号番号の繰下げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>を行うためのページング設備を設ける。(本文ト(6)c)及び添付書類五 8.5.4 項参照)</p> <p>これら放送設備及びページング設備には、外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できるものとしている。</p> <p>また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備を設ける。これらの設備は、外部電源喪失時に電源を給電する発電機を備えている。</p> <p>事業所の通信連絡設備は、外線電話及び外線 F A X の交換機を経由する回線及びメタル回線、携帯電話(災害時優先電話)及び衛星携帯電話の多様な方法による通信連絡ができる設計としており、外部電源喪失時においても事業所の外部と確実に通報連絡ができるものとしている。</p> <p>通信連絡設備について、他の原子力施設と共用している設備に関する責任分界点、外部電源喪失時における対応及び日常における保守管理内容を表 1 9 - 1 に示す。また、連絡対象箇所、連絡手段及び多様性の観点から整理したものを表 1 9 - 2 に示す。</p> <p>(解釈第 1 9 条第 2 項、第 3 項)</p> <p>規則第十九条第 1 項に関しては、ブザー等を備える事業所内の構内放送設備によりの確に指示ができる。</p> <p>規則十九條第 2 項に関しては、廃棄物管理施設にあるメタル回線、交換機経由の外線及び衛星携帯電話により事業所外の通信連絡をする必要がある場所との通信連絡ができる。所内の連絡については、内線電話のほか、加入電話から直接連絡することができる。</p> <p>各設備の多様性に関しては、放送設備とページング設備による一斉指示及び加入電話設備と所内内線設備による所内外との通信連絡により多様性を有する。</p> <p>以上のことから規則第十九条及び同規則解釈の基準に適合する。</p>	<p>めのページング設備を設ける。<u>また、事業所内に居る全ての人に対する確に指示ができるように、事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする</u>(本文ト(6)c)及び添付書類五 8.5.4 項参照)。</p> <p>これら放送設備及びページング設備<u>並びに構内一斉放送設備</u>には、外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できるものとしている。</p> <p>また、施設外必要箇所との連絡を行うため、加入電話設備及び所内内線設備を設ける。これらの設備は、外部電源喪失時に電源を給電する発電機を備えている。</p> <p>事業所の通信連絡設備は、外線電話及び外線 F A X の交換機を経由する回線及びメタル回線、携帯電話(災害時優先電話)及び衛星携帯電話の多様な方法による通信連絡ができる設計としており、外部電源喪失時においても事業所の外部と確実に通報連絡ができるものとしている。</p> <p>通信連絡設備について、他の原子力施設と共用している設備に関する責任分界点、外部電源喪失時における対応及び日常における保守管理内容を表 1 9 - 1 に示す。また、連絡対象箇所、連絡手段及び多様性の観点から整理したものを表 1 9 - 2 に示す。</p> <p>(解釈第 1 9 条第 2 項、第 3 項)</p> <p>規則第十九条第 1 項に関しては、ブザー等を備える事業所内の構内放送設備によりの確に指示ができる。</p> <p>規則十九條第 2 項に関しては、廃棄物管理施設にあるメタル回線、交換機経由の外線及び衛星携帯電話により事業所外の通信連絡をする必要がある場所との通信連絡ができる。所内の連絡については、内線電話のほか、加入電話から直接連絡することができる。</p> <p>各設備の多様性に関しては、放送設備、ページング設備<u>及び構内一斉放送設備</u>による一斉指示<u>並びに</u>加入電話設備と所内内線設備による所内外との通信連絡により多様性を有する。</p> <p>以上のことから規則第十九条及び同規則解釈の基準に適合する。</p>	<p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p>

変更前					変更後					備考	
表 1 9 - 1 他の原子力施設と共用している通信連絡設備について					表 1 9 - 1 他の原子力施設と共用している通信連絡設備について					記載の明確化	
通信連絡設備	所掌	責任分界点	外部電源喪失時における対応	日常における保守管理	通信連絡設備	所掌	責任分界点	外部電源喪失時における対応	日常における保守管理		
放送設備	構内放送	研究所	管理機械棟放送設備主装置	通常の使用時に放送・通話状態確認	放送設備	廃棄物管理施設	管理機械棟放送設備主装置	可搬型発電機からの給電により機能維持	通常の使用時に放送・通話状態確認		
	廃棄物管理施設										
ページング設備	廃棄物管理施設				ページング設備	廃棄物管理施設					
加入電話設備	メタル回線電話、FAX	研究所		通常の使用時に通話状態確認	加入電話設備	メタル回線電話、FAX	研究所	発電機からの給電により機能維持	通常の使用時に通話状態確認		
	交換機経由外線電話、FAX	研究所	電話機が設置された場所による			交換機経由外線電話、FAX	研究所				電話機が設置された場所による
	携帯電話（災害時優先電話）	研究所	配付された電話機場所による		発電機からの給電により充電し機能維持	携帯電話（災害時優先電話）	研究所	配付された電話機場所による			発電機からの給電により充電し機能維持
		廃棄物管理施設					可搬型発電機からの給電により充電し機能維持	廃棄物管理施設			
衛星携帯電話	研究所		発電機からの給電により充電し機能維持	衛星携帯電話	研究所		発電機からの給電により充電し機能維持				
所内内線設備	内線電話、FAX	研究所	電話機が設置された場所による	通常の使用時に通話状態確認	所内内線設備	内線電話、FAX	研究所	電話機が設置された場所による	通常の使用時に通話状態確認		
	PHS	研究所	配付された電話機場所による			PHS	研究所	配付された電話機場所による			
					構内一斉放送設備	研究所		発電機からの給電により機能維持	使用時に放送状態確認		

変更前					変更後					備考					
表 1 9 - 2 通信連絡設備の設置箇所及び連絡手段について					表 1 9 - 2 通信連絡設備の設置箇所及び連絡手段について					記載の明確化					
通信連絡設備	設置箇所	連絡対象箇所	連絡手段	多様性	通信連絡設備	設置箇所	連絡対象箇所	連絡手段	多様性						
放送設備	構内放送	研究所 (共用)	事業所内各所	一斉放送	放送設備とページング設備では一斉放送可能なため、多様性を有する。	放送設備	廃棄物管理施設 (専用)	廃棄物管理施設内各所	廃棄物管理施設内一斉放送	放送設備とページング設備では一斉放送可能なため、多様性を有する。					
		廃棄物管理施設 (専用)	廃棄物管理施設内各所	廃棄物管理施設内一斉放送											
ページング設備		廃棄物管理施設 (専用)	廃棄物管理施設内各所	通話、呼び出し機能(一斉放送可)		ページング設備	廃棄物管理施設 (専用)	廃棄物管理施設内各所	通話、呼び出し機能(一斉放送可)						
加入電話設備	メタル回線電話、FAX	研究所 (共用)	事業所外の通信連絡をする必要がある場所	通話、FAX	事業所外の通信連絡で多様性を有する。	加入電話設備	メタル回線電話、FAX	研究所 (共用)	事業所外の通信連絡をする必要がある場所	通話、FAX	事業所外の通信連絡で多様性を有する。				
		廃棄物管理施設 (専用)						廃棄物管理施設 (専用)							
	交換機経由外線電話、FAX	研究所 (共用)								交換機経由外線電話、FAX		研究所 (共用)			
	衛星携帯電話	研究所 (共用)		通話						衛星携帯電話		研究所 (共用)	通話		
	携帯電話(災害時優先電話)	研究所 (共用) 廃棄物管理施設 (専用)	事業所外の通信連絡をする必要がある場所又は事業所内各所		事業所内の通信連絡で多様性を有する。		携帯電話(災害時優先電話)	研究所 (共用) 廃棄物管理施設 (専用)	事業所外の通信連絡をする必要がある場所又は事業所内各所						
所内内線設備	内線電話、FAX	研究所 (共用)	事業所内各所	通話、FAX		所内内線設備	内線電話、FAX	研究所 (共用)	事業所内各所	通話、FAX					
	PHS			通話			PHS			通話					
						構内一斉放送設備	研究所 (共用)	事業所内各所	一斉放送	事業所内の通信連絡設備で多様性を有する。	記載の明確化				

変更前	変更後	備考
<p>器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備</p> <p>廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。<u>また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタリング設備を備える。</u></p> <p>(b) 気象観測設備</p> <p>敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p> <p>ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成する。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体廃棄物を処理する施設で、施設を収容する又は備える建家及び管理区域系排気設備並びに$\beta \cdot \gamma$封入設備、$\beta \cdot \gamma$貯蔵セル、αホール設備及びα封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル系排気設備で構成する。本施設の系統概要図を第21図に示す。</p> <p>i) 気体廃棄物の廃棄施設を収容する又は備える建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>2) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部半地下）、建築面積約550m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第4図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>3) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地下1階）、建築面積約400m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第5図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p>	<p>器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備</p> <p>廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。</p> <p>(b) 気象観測設備</p> <p>敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p> <p>ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成する。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体廃棄物を処理する施設で、施設を収容する又は備える建家及び管理区域系排気設備並びに$\beta \cdot \gamma$封入設備、$\beta \cdot \gamma$貯蔵セル、αホール設備及びα封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル系排気設備で構成する。本施設の系統概要図を第20図に示す。</p> <p>i) 気体廃棄物の廃棄施設を収容する又は備える建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>2) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部半地下）、建築面積約550m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第4図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>3) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地下1階）、建築面積約400m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第5図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p>	<p>共用設備の見直し</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第十六条（放射線管理施設）</p> <p>事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p> <p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p> <p>三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p>	<p>第十六条（放射線管理施設）</p> <p>事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p> <p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p> <p>三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p>	
<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>廃棄物管理施設には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、被ばく線量を十分に監視及び管理するための、廃棄物管理施設の主要な箇所における線量率及び空気中の放射性物質濃度を測定、監視できる設備を設ける。</p> <p>管理区域内主要箇所の作業環境監視を行う放射線監視設備として、作業環境モニタリング設備を設ける。作業環境モニタリング設備は、線量率を監視するエリアモニタと空気中の放射性物質濃度を監視する室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置で構成する。</p> <p>エリアモニタ（固体廃棄物減容処理施設を除く。）からの信号は管理機械棟の放射線モニタ盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、当該箇所及び管理機械棟において警報を発する設計とする。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、当該箇所及び管理機械棟において警報を発する設計とする。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設のエリアモニタからの信号は、運転監視室に設けた放射線監視盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とする。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とする。</p> <p>放射線業務従事者の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して、出入管理及び表面汚染管理ができる設計とするとともに、各個人の被ばく管理ができる設計とする。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>廃棄物管理施設には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、被ばく線量を十分に監視及び管理するための、廃棄物管理施設の主要な箇所における線量率及び空気中の放射性物質濃度を測定、監視できる設備を設ける。</p> <p>管理区域内主要箇所の作業環境監視を行う放射線監視設備として、作業環境モニタリング設備を設ける。作業環境モニタリング設備は、線量率を監視するエリアモニタと空気中の放射性物質濃度を監視する室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置で構成する。</p> <p>エリアモニタ（固体廃棄物減容処理施設を除く。）からの信号は管理機械棟の放射線モニタ盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、当該箇所及び管理機械棟において警報を発する設計とする。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、当該箇所及び管理機械棟において警報を発する設計とする。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設のエリアモニタからの信号は、運転監視室に設けた放射線監視盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とする。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とする。</p> <p>放射線業務従事者の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬出入に対して、出入管理及び表面汚染管理ができる設計とするとともに、各個人の被ばく管理ができる設計とする。</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>廃棄物管理施設の管理区域への出入りのための場所には、放射線管理に必要な各種の放射線サーベイ用機器を備える設計とする。</p> <p>管理区域のうち、放射性物質による汚染の可能性のある区域への出入り及び物品の搬出入は、原則として汚染検査室を通る設計とする。汚染検査室には、汚染の管理を行うため、更衣設備、シャワー設備又は手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ又はサーベイメータを備える設計とする。</p> <p>放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計を備える設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定するため、以下の設備を設ける設計とする。</p> <p>平常時においては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p> <p>また、事故時においては、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備 <u>に加えて移動モニタリング設備</u> により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。さらに、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p> <p>第1項第3号について</p> <p>廃棄物管理施設には、放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、廃棄物管理施設の各施設における管理区域の入口に、当該施設の放射線量・空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度を表示できる設備を設けることにより、放射線業務従事者が安全に管理区域内の状況を認識できるものとする。なお、公衆に対し、固定モニタリング設備からの情報を表示できる設備を設ける。</p> <p>また、管理区域における空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度は、各施設の放射線業務従事者が閲覧できる場所にそれぞれ表示する設計とする。</p>	<p>廃棄物管理施設の管理区域への出入りのための場所には、放射線管理に必要な各種の放射線サーベイ用機器を備える設計とする。</p> <p>管理区域のうち、放射性物質による汚染の可能性のある区域への出入り及び物品の搬出入は、原則として汚染検査室を通る設計とする。汚染検査室には、汚染の管理を行うため、更衣設備、シャワー設備又は手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ又はサーベイメータを備える設計とする。</p> <p>放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計を備える設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定するため、以下の設備を設ける設計とする。</p> <p>平常時においては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p> <p>また、事故時においては、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。さらに、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p> <p>第1項第3号について</p> <p>廃棄物管理施設には、放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、廃棄物管理施設の各施設における管理区域の入口に、当該施設の放射線量・空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度を表示できる設備を設けることにより、放射線業務従事者が安全に管理区域内の状況を認識できるものとする。なお、公衆に対し、固定モニタリング設備からの情報を表示できる設備を設ける。</p> <p>また、管理区域における空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度は、各施設の放射線業務従事者が閲覧できる場所にそれぞれ表示する設計とする。</p>	<p>共用設備の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>設備、ハンドフットクロスモニタ等を備える。</p> <p>(2) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行う放射線監視設備として、作業環境モニタリング設備を設ける。 作業環境モニタリング設備は、線量率を監視するエリアモニタと空気中の放射性物質濃度を監視する室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置で構成する。 エリアモニタ（固体廃棄物減容処理施設を除く。）からの信号は管理機械棟の放射線モニタ盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、当該箇所及び管理機械棟において警報を発する。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ当該箇所及び管理機械棟において警報を発する。 また、固体廃棄物減容処理施設のエリアモニタからの信号は、運転監視室に設けた放射線監視盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する。 また、上記のほか、外部放射線に係る線量率及び表面の放射性物質の密度を測定し、監視するための放射線サーベイ用機器を備える。</p> <p>(3) 個人管理用設備 放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計を備える。 また、放射性物質の体内摂取のおそれがある場合は、ホールボディカウンタにより測定し、評価する。なお、ホールボディカウンタは、大洗研究所に設置してあるものを使用する。</p> <p>(4) 放射能測定装置 放射性廃棄物の放出管理試料、作業環境の放射線管理用試料等の放射能測定を行うための測定機器を備える。</p> <p>解釈第2項について 事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視及び測定する設備を設ける設計とする。 (1) 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の空気吸収線量率の監視は、空気吸収線量率及び積算空気吸収線量を測定することにより、空気吸収線量率の監視は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポストを設置し、連続測定することにより行う。積算空気吸収線量の</p>	<p>設備、ハンドフットクロスモニタ等を備える。</p> <p>(2) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行う放射線監視設備として、作業環境モニタリング設備を設ける。 作業環境モニタリング設備は、線量率を監視するエリアモニタと空気中の放射性物質濃度を監視する室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置で構成する。 エリアモニタ（固体廃棄物減容処理施設を除く。）からの信号は管理機械棟の放射線モニタ盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、当該箇所及び管理機械棟において警報を発する。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ当該箇所及び管理機械棟において警報を発する。 また、固体廃棄物減容処理施設のエリアモニタからの信号は、運転監視室に設けた放射線監視盤に接続し、集中的に監視又は記録するとともに、線量率があらかじめ設定された値を超えたときは、検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ検知した場所及び放射線監視盤に警報を発する。 また、上記のほか、外部放射線に係る線量率及び表面の放射性物質の密度を測定し、監視するための放射線サーベイ用機器を備える。</p> <p>(3) 個人管理用設備 放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、外部被ばくによる線量を測定する個人線量計を備える。 また、放射性物質の体内摂取のおそれがある場合は、ホールボディカウンタにより測定し、評価する。なお、ホールボディカウンタは、大洗研究所に設置してあるものを使用する。</p> <p>(4) 放射能測定装置 放射性廃棄物の放出管理試料、作業環境の放射線管理用試料等の放射能測定を行うための測定機器を備える。</p> <p>解釈第2項について 事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視及び測定する設備を設ける設計とする。 (1) 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の空気吸収線量率の監視は、空気吸収線量率及び積算空気吸収線量を測定することにより、空気吸収線量率の監視は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポストを設置し、連続測定することにより行う。積算空気吸収線量の監視は、</p>	

変更前	変更後	備考
<p>監視は、周辺監視区域境界付近及び周辺地域のモニタリングポイントに積算線量計を配置し、定期的に測定することにより行う。</p> <p>(2) 環境試料中の放射性物質の濃度監視は、大気中の放射性物質を連続して採取し、月1回濃度を測定するとともに、周辺環境の放射性物質の濃度の長期的傾向を把握するため、陸水、土壌、農産食品、海底土、海産食品等の環境試料の測定を定期的に行っている。</p> <p>解釈第3項について 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）の放射線監視設備からのエリアモニタによる空間線量率は、管理機械棟において監視できる設計とする。また、管理区域における空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度は、伝達する必要がある場所にそれぞれ表示する。</p> <p>廃棄物管理施設の放射線監視（添付書類五 7.6項 抜粋） 放射線監視設備からの主要な情報は、管理機械棟又は固体廃棄物減容処理施設の運転監視室において監視できる設計とする。</p> <p><第十六条まとめ資料> イ) 規則の解釈第16条第2項の各号の適合性について（解釈第16条第2項） 規則第16条第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいうとしており、各号への適合については以下のとおりである。</p> <p>一について 平常時においては、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。 事故時においては、固定モニタリング設備に加えて移動モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p> <p>二について 平常時において環境に放出される気体廃棄物については、廃棄物管理施設では原子炉施設の運転に伴い発生する放射性廃棄物を受け入れるこ</p>	<p>周辺監視区域境界付近及び周辺地域のモニタリングポイントに積算線量計を配置し、定期的に測定することにより行う。</p> <p>(2) 環境試料中の放射性物質の濃度監視は、大気中の放射性物質を連続して採取し、月1回濃度を測定するとともに、周辺環境の放射性物質の濃度の長期的傾向を把握するため、陸水、土壌、農産食品、海底土、海産食品等の環境試料の測定を定期的に行っている。</p> <p>解釈第3項について 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）の放射線監視設備からのエリアモニタによる空間線量率は、管理機械棟において監視できる設計とする。また、管理区域における空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度は、伝達する必要がある場所にそれぞれ表示する。</p> <p>廃棄物管理施設の放射線監視（添付書類五 7.6項 抜粋） 放射線監視設備からの主要な情報は、管理機械棟又は固体廃棄物減容処理施設の運転監視室において監視できる設計とする。</p> <p><第十六条まとめ資料> イ) 規則の解釈第16条第2項の各号の適合性について（解釈第16条第2項） 規則第16条第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいうとしており、各号への適合については以下のとおりである。</p> <p>一について 平常時においては、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。 事故時においては、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p> <p>二について 平常時において環境に放出される気体廃棄物については、廃棄物管理施設では原子炉施設の運転に伴い発生する放射性廃棄物を受け入れるこ</p>	<p>共用設備の見直し</p>

変更前

変更後

備考

施設区分	施設名	① 直接的な安全機能		② 支援的安全機能		③ その他の安全機能		遠隔監視機能	
		避難等	閉じ込め機能	火災等による被害の防止	地震や津波による被害の防止	外部からの侵入による被害の防止	不意な侵入等の防止		放射線管理機能
固体廃棄物減容処理施設	減容処理設備(待却浴槽セル)	排ガス処理装置(セル内・2次燃焼塔、セミアシフィラタ等)	○	○	○	○	○	○	
		排ガス処理装置(セル外・排ガス洗淨塔、循環水タンク等)	○	○	○	○	○	○	○
		運(セル外・循環水タンク等)	○	○	○	○	○	○	○
		運搬車	○	○	○	○	○	○	○
		搬出ポート	○	○	○	○	○	○	○
		マンブレード	○	○	○	○	○	○	○
		クレーン	○	○	○	○	○	○	○
		エアライン・ソケット設備	○	○	○	○	○	○	○
		排ガス処理装置	○	○	○	○	○	○	○
		放射線監視装置	○	○	○	○	○	○	○
		クレーン	○	○	○	○	○	○	○
		燃料補助用クロープボックス	○	○	○	○	○	○	○
		燃料補助用フード	○	○	○	○	○	○	○
		燃料補助用フード	○	○	○	○	○	○	○
		燃料補助用フード	○	○	○	○	○	○	○
固体廃棄物減容処理設備待却槽	○	○	○	○	○	○	○		
事業施設	セル系排気設備	クロープボックス系排気設備	○	○	○	○	○	○	○
		予備系排気設備	○	○	○	○	○	○	○
		フード系排気設備	○	○	○	○	○	○	○
		管理区域系排気設備	○	○	○	○	○	○	○
		固体廃棄物減容処理設備排気設備	○	○	○	○	○	○	○
		計測制御設備	○	○	○	○	○	○	○
		集中監視設備	○	○	○	○	○	○	○
		出入管理関係設備	○	○	○	○	○	○	○
		シャワー設備	○	○	○	○	○	○	○
		ハンズフリーモニタ	○	○	○	○	○	○	○
		室内空気モニタ	○	○	○	○	○	○	○
		ローカルシグナリング装置	○	○	○	○	○	○	○
		排気モニタ	○	○	○	○	○	○	○
		手洗い設備	○	○	○	○	○	○	○
		シャワー設備	○	○	○	○	○	○	○
固体廃棄物減容処理設備待却槽	○	○	○	○	○	○	○		
放射線管理施設	放射線監視設備(屋内)	放射線監視設備	○	○	○	○	○	○	○
		個人管理用設備	○	○	○	○	○	○	○
		放射線監視設備(屋外)	○	○	○	○	○	○	○
		予備電源設備(発電装置、無停電電源装置)	○	○	○	○	○	○	○
		自動火災検知設備	○	○	○	○	○	○	○
		屋内消火栓装置	○	○	○	○	○	○	○
		ガス消火設備	○	○	○	○	○	○	○
		消火器	○	○	○	○	○	○	○
		加入電話、所内内線	○	○	○	○	○	○	○
		固定モニタリング設備	○	○	○	○	○	○	○
		移動モニタリング設備	○	○	○	○	○	○	○
		気象観測設備	○	○	○	○	○	○	○
		共用(原子炉施設等)	○	○	○	○	○	○	○
		気象観測設備	○	○	○	○	○	○	○
		屋内一斉放送装置	○	○	○	○	○	○	○

施設区分	施設名	① 直接的な安全機能		② 支援的安全機能		③ その他の安全機能		遠隔監視機能	
		避難等	閉じ込め機能	火災等による被害の防止	地震や津波による被害の防止	外部からの侵入による被害の防止	不意な侵入等の防止		放射線管理機能
固体廃棄物減容処理施設	減容処理設備(待却浴槽セル)	排ガス処理装置(セル内・2次燃焼塔、セミアシフィラタ等)	○	○	○	○	○	○	
		排ガス処理装置(セル外・排ガス洗淨塔、循環水タンク等)	○	○	○	○	○	○	○
		運(セル外・循環水タンク等)	○	○	○	○	○	○	○
		運搬車	○	○	○	○	○	○	○
		搬出ポート	○	○	○	○	○	○	○
		マンブレード	○	○	○	○	○	○	○
		クレーン	○	○	○	○	○	○	○
		エアライン・ソケット設備	○	○	○	○	○	○	○
		排ガス処理装置	○	○	○	○	○	○	○
		放射線監視装置	○	○	○	○	○	○	○
		クレーン	○	○	○	○	○	○	○
		燃料補助用クロープボックス	○	○	○	○	○	○	○
		燃料補助用フード	○	○	○	○	○	○	○
		燃料補助用フード	○	○	○	○	○	○	○
		燃料補助用フード	○	○	○	○	○	○	○
固体廃棄物減容処理設備待却槽	○	○	○	○	○	○	○		
事業施設	セル系排気設備	クロープボックス系排気設備	○	○	○	○	○	○	○
		予備系排気設備	○	○	○	○	○	○	○
		フード系排気設備	○	○	○	○	○	○	○
		管理区域系排気設備	○	○	○	○	○	○	○
		固体廃棄物減容処理設備排気設備	○	○	○	○	○	○	○
		計測制御設備	○	○	○	○	○	○	○
		集中監視設備	○	○	○	○	○	○	○
		出入管理関係設備	○	○	○	○	○	○	○
		シャワー設備	○	○	○	○	○	○	○
		ハンズフリーモニタ	○	○	○	○	○	○	○
		室内空気モニタ	○	○	○	○	○	○	○
		ローカルシグナリング装置	○	○	○	○	○	○	○
		排気モニタ	○	○	○	○	○	○	○
		手洗い設備	○	○	○	○	○	○	○
		シャワー設備	○	○	○	○	○	○	○
固体廃棄物減容処理設備待却槽	○	○	○	○	○	○	○		
放射線管理施設	放射線監視設備(屋内)	放射線監視設備	○	○	○	○	○	○	○
		個人管理用設備	○	○	○	○	○	○	○
		放射線監視設備(屋外)	○	○	○	○	○	○	○
		予備電源設備(発電装置、無停電電源装置)	○	○	○	○	○	○	○
		自動火災検知設備	○	○	○	○	○	○	○
		屋内消火栓装置	○	○	○	○	○	○	○
		ガス消火設備	○	○	○	○	○	○	○
		消火器	○	○	○	○	○	○	○
		加入電話、所内内線	○	○	○	○	○	○	○
		固定モニタリング設備	○	○	○	○	○	○	○
		移動モニタリング設備	○	○	○	○	○	○	○
		気象観測設備	○	○	○	○	○	○	○
		共用(原子炉施設等)	○	○	○	○	○	○	○
		気象観測設備	○	○	○	○	○	○	○
		屋内一斉放送装置	○	○	○	○	○	○	○

共用設備の見直し